

売却区分番号	東京局3469-10		
見積価額	¥110,000	公売保証金	¥20,000
財産の表示	<p>1 商標権 商標登録 第6102880号 登録年月日 平成30年11月30日 区分の数 2</p> <p>商品及び役務の区分 第18類 指定商品 かばん類、袋物、皮革製包装用容器、皮革、愛玩動物用被服類、携帯化粧道具入れ、傘、ステッキ、つえ、つえ金具、つえの柄</p> <p>商品及び役務の区分 第25類 指定商品 被服、履物、仮装用衣服、運動用特殊靴、運動用特殊衣服</p> <p style="text-align: right;">以上商標登録原簿による表示</p>		
特記事項	<p>移転登録料（登録免許税3万円）は、買受人が負担することとなります。 商標権移転登録申請後でなければ、存続期間の更新登録申請及び登録料の納付はできません。 存続期間満了日その他の情報は、独立行政法人工業所有権情報・研修館が提供する「特許情報プラットフォーム」を参照してください。</p> <p>公売財産については、消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、東京国税局が適格請求書を交付します。なお、「適格請求書交付対象買受代金（税込）」は、買受申込価額に「見積価額に占める課税資産の価額の割合（以下、「課税資産価額割合」といいます。）」及び「事業と家事の用途に共通して使用する対象物件の事業としての部分の割合（以下「事業専用割合」といいます。）」を乗じて算出します。</p> <p style="margin-left: 40px;">課税資産価額割合 100% 事業専用割合 100%</p>		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。		
留意事項	<p>この財産は、「インターネット公売による期間競り売りの方法」により公売されます。 その他の公売条件等は、公売公告別紙を参照してください。 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p>		